

## 和光市総合振興計画審議会【文教厚生部会】第1回会議 会議要旨

開催日：令和7年7月30日（水）13時30分～15時46分

開催場所：和光市役所3階 503会議室

出席者：牧江利子委員、富谷武司委員、橋本久委員（途中退席）、田中俊委員、石橋文和委員、福田敬委員、狩野浩二委員、遠藤陽子委員、田口剛寛委員、西村穰祐委員、鈴木英之委員（委員名簿順）

欠席者：栗原一秀委員、山口いく子委員、南條有希子委員、大和田桜委員

事務局：加山企画部長、中川企画人権課長、斉藤企画人権課課長補佐、橋本統括主査、力石主査

傍聴者：2名

次第：1 委嘱書の交付

2 市長あいさつ

3 委員・事務局の紹介

4 会長、副会長の選出

5 諮問

6 部会長の決定

7 全体スケジュールについて

8 議事

(1) 施策新旧対照表の検討について

(2) 市民の和光市に対する意識、人口の見通しの検討について

(3) 計画推進に当たっての考え方の見直しについて

9 その他

## 開 会

**事務局** 本日は、お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。ただいまから、令和7年度第1回和光市総合振興計画審議会【文教厚生部会】を始めます。

和光市総合振興計画審議会条例第7条第2項に基づき、会議は成立しています。

この審議会は、和光市総合振興計画審議会条例第7条第4項により原則公開となっており、傍聴席を設けています。また、会議後には会議録を作成し、公開いたします。会議録は、発言者の名称とその発言の要点を記載する要点記録の形式となり、会議録はホームページで公表します。

### 1. 委嘱書の交付

<委嘱書の机上配付により交付を行った。>

### 2. 市長あいさつ

<市長があいさつを行った。>

### 3. 委員・事務局の紹介

**各委員** <委員名簿の順番に自己紹介を行った。>

**事務局** <和光市企画部企画人権課職員が自己紹介を行った。>

### 4. 会長、副会長の選出

<和光市総合振興計画審議会条例第5条第1項に基づき、会長：中村委員、副会長：関口委員に決定した。>

### 5. 諮問

<諮問書の写しを机上配付した。>

### 6. 部会長の決定について

<和光市総合振興計画審議会条例第6条3項の規定に基づき、文教厚生部会長：狩野委員に決定した。>

**事務局** ここからは、和光市総合振興計画審議会条例第6条第4項の規定により、部会長に進行をお願いします。

### 7. 全体スケジュールについて

**部会長** それでは、次第に基づき進めたいと思います。次第7の「全体スケジュールについて」、事務局から説明をお願いします。

**事務局** <全体スケジュールの説明を行った。>

## 8 議事

#### (1) 施策新旧対照表の検討について

**部会長** 次第8議事の「施策新旧対照表の検討について」の審議に入ります。審議は、資料3「第1回会議（文教厚生部会）審議対象施策」に示した順番で進めてまいります。本日の文教厚生部会の審議対象施策は全部で11施策となります。はじめに、事務局から説明をお願いします。

**事務局** <総合振興計画の冊子の100頁、「(3) 中間見直しにおける施策評価の実施」に基づき、中間見直しに当たっての考え方を説明した。>

#### 「施策4－1 確かな学力と自立する力の育成」

**部会長** それでは、「施策4－1 確かな学力と自立する力の育成」について、審議を行います。まず、事務局から主な修正箇所と事前質問について、説明をお願いします。

**事務局** 本施策の主な修正箇所について、和光市独自の事業として実施している学力向上支援教員を、令和6年度から主体的な学び手育成教員に切り替えました。主体的な学び手育成教員は、単独でも授業ができる教員で、学力向上支援教員でこれまで行ってきた複数の教員での授業実践に加えて、学校の特色に合わせた専科の授業や不登校児童生徒の学習支援を行うなど、それぞれの学校に応じて、柔軟に対応できるというものです。生徒が自ら学びを深めるための環境を整えてサポートすることを目的に修正するものです。この施策に対する事前質問は8件、事前意見はありませんでした。

**田中委員** 主体的な学び手育成教員について、異動の場合は補充人員をどのようにしているのでしょうか。異動することでその学校の配置人数が変わるなど体制が変わっていくのでしょうか。

**事務局** この主体的な学び手育成教員は市費で単年度ごとに契約しているため異動はありません。配置人数は各校1名で、欠員が出た場合はすぐに募集をかけています。

**遠藤委員** これまで学力向上支援教員は何人配置されてきたのか教えていただければと思います。また、主体的な学び手育成教員の勤務形態はどうなっているのでしょうか。不登校等の問題は柔軟に対応できる勤務形態でないと関わることは難しいと思います。

**事務局** これまでの学力向上支援教員も各校1名ずつ配置しています。また、主体的な学び手育成教員は募集要項において週5日及び1日7時間30分以内が勤務条件となっています。

**遠藤委員** こちらは教員免許を持っているのでしょうか。教員が不足している中で募集をかけて応募があるのでしょうか。

**事務局** 募集要項において、教員免許取得者が条件となっています。

**部会長** 施策4-1については、質疑のみで所管課への意見なしとしてまとめます。

### 「施策4-3 質の高い学校教育のための教育基盤の整備・充実」

**部会長** 「施策4-3 質の高い学校教育のための教育基盤の整備・充実」について、審議を行います。まず、事務局から主な修正箇所と事前質問について、説明をお願いします。

**事務局** 本施策の主な修正箇所は2点あります。1点目、課題解決に向けた取組内容のタイトルの修正理由として、現状、どこかに出向いて教育委員会を開催したり、定期的に外部で会議を実施している訳ではないため、現状に合わせて標記を見直すものです。また、概要については定例の教育委員会の充実を図るため、修正を加えたものです。こちらは事前質問等を5件いただいていますので、資料10をご確認ください。

**田中委員** 懇談会における「地域の方」というのは、特定の人をお願いしているのか、広報等で広く募

集しているのでしょうか。

**事務局** 「地域の方」については、地元の自治会の方はもちろんですが、特定の方に限定せず学校教育に興味のある方を想定しています。

**部会長** 施策４－３については、質疑のみで所管課への意見なしとしてまとめます。

#### 「施策４－６ 安全安心な学校施設の整備」

**部会長** 「施策４－６ 安全安心な学校施設の整備」について、審議を行います。まず、事務局から主な修正箇所と事前質問について、説明をお願いします。

**事務局** 本施策の主な修正箇所は２点あります。１点目、「施策を取り巻く現状と課題」の修正で、こちらは現状に即した時点修正で、「近年の猛暑」に関係なく整備していくこと、特別教室の空調機整備が完了していることから時点修正しています。２点目、学校施設及び設備の整備と適正な維持管理についても、特別教室の空調機整備が完了していることと、整備を検討する段階から、空調機の計画的な更新へ検討内容が変わっているため、事業の進捗に合わせた時点修正です。この施策について、事前質問等を２件いただいていますので、資料１０をご確認ください。

#### <一同質問、意見なし>

**部会長** 更衣室については、学校のキャパシティの関係上難しいものですが、ＬＧＢＴＱの問題もあるので、全国的な課題であると思います。

それでは、施策４－６については、所管課への意見なしとしてまとめます。

#### 「施策４－７ 児童や青少年の居場所づくり」

**部会長** 「施策４－７ 児童や青少年の居場所づくり」について、審議を行います。まず、事務局から主な修正箇所と事前質問について、説明をお願いします。

**事務局** 本施策の主な修正箇所は４点あります。１点目、「こども」の標記をひらがなにするもので、こども家庭庁による社会情勢の変化、現状に即した時点修正です。２点目から４点目は、児童の居場所づくりとして、放課後だけではなく、朝の居場所づくりを検討していくことから修正するものです。学童クラブに通うお子さんがいる家庭にアンケートを取ったところ、約２５％の方が朝の居場所づくりに興味を持っていることが分かり、取組の検討を進めるものです。事前質問５件、事前意見は２件ありましたので資料１０をご確認ください。

**橋本委員** 資料１０の意見について補足ですが、課題解決に向けた取組内容１のタイトルの修正に合わせて、概要欄の「放課後の」という文言を削除してはどうかという意見です。

**事務局** 委員のご意見について、改めて所管課に確認します。

**遠藤委員** 朝のこどもの居場所づくりについて、全国的な事例の中で、朝ごはんの提供についてはニーズに沿っていて評価も高いと言われています。また、この居場所づくりについては、対象人数が増えた場合は、学童の教室だけではなく普通教室にも広げる必要があります。今の段階ではっきりと内容は決まっていないかもしれませんが、何か方針等はあるのでしょうか。

**事務局** 朝のこどもの居場所づくりについては、柴崎市長が市長公約として掲げており、5月末の就任後、検討を始めています。ただいまの委員のご意見については、所管課にお伝えします。

**部会長** 施策4－7については、所管課へ委員の意見をお伝えいただきたいと思います。

#### 「施策5－1 出産や育児に希望が持てる環境づくり」

**部会長** 「施策5－1 出産や育児に希望が持てる環境づくり」について、審議を行います。まず、事務局から主な修正箇所と事前質問について、説明をお願いします。

**事務局** 本施策の主な修正箇所について、修正前の2つの項目は、どちらも地域子育て支援拠点において、実施しているもので、内容を統合したものが修正後のものとなります。

市内5か所の地域子育て支援拠点を運営し、任意事業として週に2日から3日サークル活動や交流会を行っています。事前質問等は4件ありましたので資料10をご確認ください。

#### <一同質問、意見なし>

**部会長** 施策5－1については、所管課への意見なしとしてまとめます。

#### 「施策5－2 子育てと仕事の両立支援」

**部会長** 「施策5－2 子育てと仕事の両立支援」について、審議を行います。まず、事務局から主な修正箇所と事前質問について、説明をお願いします。

**事務局** 本施策の主な修正箇所は4点あります。1点目、2点目は、事業の進捗状況による、文言の時点修正です。3点目、4点目は同じものを指していますが、児童福祉法や子ども計画には「一時預かり」と記載されているため、表記を修正するものです。事前質問等は4件ありましたので資料10をご確認ください。

**富谷委員** 課題解決に向けた取組内容の3のタイトルを「一時保育」から「一時預かり」へ文言修正することについて、違いがよく分かりません。言葉の意味でいくと「一時預かり」では短時間預かるようなイメージで、誤解されかねないと思います。

**事務局** 「一時保育」と「一時預かり」に内容の違いはなく、児童福祉法における「一時預かり」に文言を統一するために修正するものです。

**遠藤委員** 一時保育のリフレッシュについて、抽選の申込が必要で、直近で使いたい場合でもキャンセル待ちの状態、一度も利用できていません。今後の予定として、枠を広げることはあるのでしょうか。和光市は開発が進めばマンションが増えて、ファミリー層も増加することが考えられますが、そうになると、一時保育はもっと利用できなくなる懸念があるので、どういう対策があるのか教えていただきたいです。

**事務局** 委員のおっしゃる通り、公設園の一時保育はキャンセル待ちの状態、今後枠を増やす予定もないようですが、委員の意見を所管課にお伝えしていきます。なお、民設園には多少空きもありますので、確認いただければと思います。

**部会長** 施策５－２については、所管課へ委員の意見をお伝えいただきたいと思います。

#### 「施策６－２ きめ細かな介護予防の推進」

**部会長** 「施策６－２ きめ細かな介護予防の推進」について、審議を行います。まず、事務局から主な修正箇所と事前質問について、説明をお願いします。

**事務局** 本施策の主な修正箇所について、この日常生活圏域ニーズ調査の対象は、厚生労働省が調査対象を修正後にあるとおり定めているため、より正確な内容に修正するものです。事前質問等は特にありません。

#### <一同質問、意見なし>

**部会長** 施策６－２については、所管課への意見なしとしてまとめます。

#### 「施策７－１ 障害者が安心できる障害福祉の推進」

**部会長** 「施策７－１ 障害者が安心できる障害福祉の推進」について、審議を行います。まず、事務局から主な修正箇所と事前質問について、説明をお願いします。

**事務局** 本施策の主な修正箇所は２点あります。どちらも施策を取り巻く現状と課題についての修正で、１点目、障害を持つ方が独居かどうかに関わらず、支援の整備が必要なため内容を見直しました。２点目、「障害福祉サービスに限らず真に」という表現が、受け取り方や受け手によって、様々な意味に捉えることができってしまうことから、修正を加えるものです。障害を持つ方や、その家族にとって必要なサービスが提供できる体制を構築するため見直しをしました。事前質問等は３件ありましたので資料１０をご確認ください。

**田中委員** 施策を取り巻く現状と課題における文末の「必要があります」という言い回しについて、必要があるだけで何もやっていないように受け取れるので、「体制を構築していきます」とか、何をやるのか具体的に示した方が良いのではないのでしょうか。

**事務局** この総合振興計画施策の構成として、施策を取り巻く現状と課題において必要性等を示し、課題解決に向けた取組内容において必要性に即した具体的な内容に触れるような構成になっています。

**部会長** 施策 7－1 については、質疑のみで所管課への意見なしとしてまとめます。

#### 「施策 7－2 低所得者の生活の安定と自立への支援」

**部会長** 「施策 7－2 低所得者の生活の安定と自立への支援」について、審議を行います。まず、事務局から主な修正箇所と事前質問について、説明をお願いします。

**事務局** 本施策の主な修正箇所は 3 点あります。1 点目、施策を取り巻く現状と課題の 2 番目の就労支援についての内容は、1 番目の生活困窮者への支援体制構築の内容に包含されているため、整理したものです。2 点目、施策を取り巻く現状と課題のうち、高齢者だけではなく、幅広い年代の方々が受給されている現状に合わせて内容を修正するものです。3 点目、課題解決に向けた取組内容の 2 番目の就労支援についての内容は、1 番目の生活困窮者自立支援事業の実施の内容に包含されているため、内容を整理したものです。事前質問等は特にありません。

**石橋委員** 「施策 7－1 障害者が安心できる障害福祉の推進」において、「障害福祉サービスに限らず真に」という表現を修正していますが、「施策 7－2 低所得者の生活の安定と自立への支援」の施策を取り巻く現状と課題の 1 番目にも同様の表現があるので、こちらは修正の必要はないのでしょうか。

**事務局** ご意見ありがとうございます。所管課に委員の意見をお伝えします。

**部会長** 施策 7－2 については、所管課へ委員の意見をお伝えいただきたいと思います。

#### 「施策 8－3 国民健康保険及び国民年金の適正な運営」

**部会長** 「施策 8－3 国民健康保険及び国民年金の適正な運営」について、審議を行います。まず、事務局から主な修正箇所と事前質問について、説明をお願いします。

**事務局** 本施策の主な修正箇所は 2 点あります。1 点目、国民健康保険財政の健全化について、今まで計画に則って 3 年ごとに見直しを行ってきましたが、埼玉県国民健康保険運営方針を踏まえ、令和 9 年に県の準統一に合わせて税率を変えることになったため、今後の方向性にあわせて修正するものです。2 点目、国民年金の普及について、マイナポータルなど電子申請で手続きされる方や、窓口へいらっしゃる方の負担軽減を図っていくことから現状に合わせた修正を加えるものです。事前質問等は特にありません。

<一同質問、意見なし>

**部会長** 施策 8－3については、所管課への意見なしとしてまとめます。

**「施策 10－3 スポーツ・レクリエーション活動の推進」**

**部会長** 「施策 10－3 スポーツ・レクリエーション活動の推進」について、審議を行います。まず、事務局から主な修正箇所と事前質問について、説明をお願いします。

**事務局** 本施策の主な修正箇所は2点あります。1点目、目標像に関する KPI について、令和6年度にすでに当初の目標値を達成しているため、今後、毎年度2,000人が増えていくことを目標値とし、令和6年度から令和12年度の6年間で12,000人増えることとしました。2点目、課題解決に向けた取組内容の6体育団体の役員の後継者の養成について、団体の後継者養成を行うのは、市ではないため、養成を支援する内容とし、現状に合わせた修正を加えるものです。事前質問等は特にありません。

<一同質問、意見なし>

**部会長** 施策 10－3については、所管課への意見なしとしてまとめます。

**(2) 市民の和光市に対する意識、人口の見通しの検討について**

**部会長** 次第8議事の「(2) 市民の和光市に対する意識、人口の見通しの検討について」の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

**事務局** <資料5－1「市民の和光市に対する意識」、資料5－2「人口の見通し」について説明を行った。>

**鈴木委員** 市民の和光市に対する意識について、今後求められる施策として、全体の中央値に対して、重要度・満足度とありますが、重要度が高く、満足度が低い施策を推進していくことは理解できます。しかし、満足度も重要度も低い施策についてはどのように進めていくのでしょうか。

**事務局** 満足度も重要度も低い結果となった施策には、駅北口のまちづくりや低所得者などがありますが、こうした施策は総合振興計画に位置付けられ、すでに進めている内容ですので、今後も粛々と取り組んでいくものです。また、こちらの書き方については見直していきます。

**鈴木委員** グラフの中の重要度が低い施策の中には、柴崎市長が公約で触れている施策もあり、市民の意識では重要度が低いということは、ニーズとのずれがあるのではないのでしょうか。重要度も満足度も低い施策を推進する場合には、表現を見直すことを考えていくべきではないのでしょうか。

**事務局** 公約は市長が市民に対して、当選した場合に実現すると約束する政策ですので、意識する必要がありますが、総合振興計画は市長の公約を反映するものではありません。例えば重要度も満足度も低い施策に、スポーツや文化振興がありますが、これらは市民の中でも重要と思う人と思わない人の差があることから、こうした結果に繋がっていると考えられます。市民の満足度やニーズを検証する必要がありますが、10年間の計画期間の中でこうした調査結果を参考値として、状況を見ながら施策を推進する必要があると考えています。ご指摘いただいた文章の表現については、見直していきます。

**田中委員** 人口の見通しのうち、小学校区別で、今後大きく人口が増える地区と、今後人口が減る地区の推計はどのように考えているのでしょうか。資料10の事前質問への回答において、広沢小学校区や白子小学校区の特殊要因については理解しました。また、北原小学校区については北口の区画整理事業の進捗状況によってはこれから人口が増加する地区ではあります。しかし、第三小学校区については宅地もないし、人口が増える要素が想定できません。どのように人口の増加を見込んでいるのでしょうか。

和光市の場合は東武東上線の北と南に分かれ、それぞれの小学校区域に区画整理区域が含まれているので、一般的な推計方法で本当にいいのかと感じました。

**事務局** 人口推計は、コーホート要因法で、各小学校区の直近5年間の移動率をもとに推計しています。事前質問への回答にもあるとおり一部特殊要因も加味していますが、個々の学校区別に詳細な要因を加味した推計ではありません。未利用地については、増加する人口に対して、和光市全体の未利用地において収容可能かという検討は行っています。

**鈴木委員** この総合振興計画は市の最上位計画なので、各個別の計画はこの人口推計データを基に今後作られると考えて良いのでしょうか。

**事務局** 今回の人口推計データは全庁に共有されていますので、今後の策定される個別計画に反映されるものと認識しています。

**部会長** 市民の和光市に対する意識、人口の見通しについては、所管課へ委員の意見をお伝えいただきたいと思います。

### (3) 計画推進に当たっての考え方の見直しについて

**部会長** 次第8議事の「(3) 計画推進に当たっての考え方の見直しについて」の審議に入ります。はじめに、事務局から説明をお願いします。

**事務局** <資料8「【修正案】計画推進に当たっての考え方」について説明を行った。>

**田中委員** 「国の機関などとの連携」において、アンテナ基地の問題については、ずっと要請してきた経緯はありますが、以前は移転先があれば可能という回答が国からあり、移転先がないためそのままという経緯だと認識しています。こちらについては、何か事情が変わったのでしょうか。

**事務局** 和光市内において、過去に米軍から返還を受けた用地について、最後の未利用地である理化学研究所南側の雑木林の開発が決まり、米軍返還用地について全ての利用計画が定まりました。また、県内他市において、代替地なしで一部返還があった事例もあります。それらを踏まえて、未だ米軍から返還をされていない、米軍アンテナ基地について改めて返還要請を行っていくものです。

**部会長** 計画推進に当たっての考え方については、質疑のみで所管課への意見なしとしてまとめます。

## 9 その他

**部会長** 全体を通してお気づきの点等は何かありませんか。

**福田委員** 資料 13 について、こちらは、本日の審議対象以外の施策についても質問と意見を出せるのでしょうか。

**事務局** 委員がおっしゃるように、本日の審議対象施策以外について、ご質問等を行うことが可能です。

**部会長** 他になれば、最後に次第 9 「その他」について事務局からお願いします。

**事務局** <①資料 11「和光市デジタル田園都市構想総合戦略」について、②次回会議について、③報酬について、④審議会の公表について、⑤審議会後の質問、意見について、それぞれ説明を行った。>

**部会長** それでは、以上を持ちまして、第 1 回会議を終了いたします。ありがとうございました。

閉 会